

れいわ新選組としての「全体会議」への意見表明

2024年5月17日 れいわ新選組

れいわ新選組は、天皇制のあり方や皇位継承の問題について幅広く、党内で自由に議論しております。

ただし、天皇制のありかたや皇位継承の問題について国内で世論が二分されている中で、それに目を奪われて、本当に喫緊の課題である大多数の国民が望む経済政策への議論がおざなりになることを問題視します。

報道では、行政府の長である岸田総理は、昨年来、「先送りの許されない課題」とか「政府の結論は出している。国会で早く議論に入ってもらいたい」とも言っています。

しかしながら、総理はそのように述べていますが、今国会で、急いで、立法府が議論を進めるべき切迫性について、客観的な理由があるのか。わが会派としては、このテーマを他の議題よりも優先して今国会で議論するべき理由が見いだせません。

何より、自民党が、裏金問題の解決もしないまま、この「全体会議」が開催されています。その趣旨としては、与野党が静かな環境で話し合うことのようにです。

しかし、「静かな環境で議論」というものの、国会を巡る情勢は極めて「波が高い」状況であることは誰の目にも明らかです。このような中で議論をスタートさせてしまうことは、先ほど述べたように優先順位としても疑問であるし、議論をする場合にも極めて「逆効果」であると考えます。

しかも、この会議については、事務方からは、通常の常任委員会のようにリアルタイムで何が話されたかを議事録などで直ちに公開にする予定はないとも伺っておりますし、本日の議長の説明でもそうでした。野党が提出した書面はホームページ掲載ということのようですけれども、そういったことも私としては事前に聞かされていませんでしたので、のぞむ際には全公開かもしれないし、全公開を前提にのぞんでおりますので、行ってみて公開具合がわかるという仕組みは非常に不透明であると考えます。

そもそも、裏金問題を引き起こし国民の政治不信が極度に高まっている中、与党・自民党には憲法改正や皇位継承・皇室典範の議論を今国会で拙速に進めるべきではないとわが党としては申し上げたい。

本当に「静かな環境で議論」を行うのであれば、「今はその時期ではない」と申し上げたい。

加えていうならば、日本国憲法では第1条において、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と規定されており、行政府の側が、議論を有識者会議だけでなく、主権者である国民の幅広い議論にゆだねる努力を真摯に行ったか、という点についても疑問が残ります。

14日に、内閣総務官房へのヒアリングを行いました。まず「行政府が附帯決議をうけて有識者会議のみ議論を委嘱し、幅広い国民の声を徴収する仕組みをもうけずに限られた有識者の中での検討を行うようにした理由」について伺いました。回答としては、「行政府がそのように判断したことだが、過去の2012年民主党野田政権の時に皇

室制度をめぐる議論では、有識者に論点整理をしてもらったのちで、論点整理については幅広くパブリックコメントを行っている実績はある。事実関係でいうと、今回は、パブリックコメントはおこなっていない」というお答えでした。

また、「政府は皇位継承や皇室のあり方について世論調査を行ったことがありますか」と伺いました。「行っているとすればいつか。新聞社などの調査は見ますけれども、政府として意識調査を行っているかどうか」と伺いました。答えは「皇室に関する問題では、政府は世論調査を行った実績は戦後存在していないと把握している。」ということです。「皇室についてもその他の分野で幅広く政府広報で行っているような世論調査をおこなうことは、理論上は排除されないが、人気投票にならないようにするなどの一定の配慮は必要であると思われる。」とのご回答でした。そして「皇室の基本的な人権の在り方についての議論はどうなっていますか」と伺いました。このような回答でした。「宮内庁で整理したものがあるかも含め内閣官房としては、把握していない。」そのような回答でした。

あらためて、行政府が議論を有識者会議だけではなく主権者である国民の幅広い議論にゆだねる努力を真摯に行ったのかという点について疑問が残ります。

今回、会議を主催していただいた、国権の最高機関たる衆議院の議長には、わが党としては、まずはそのように申し上げます。

以上をもって、意見表明とします。

以上